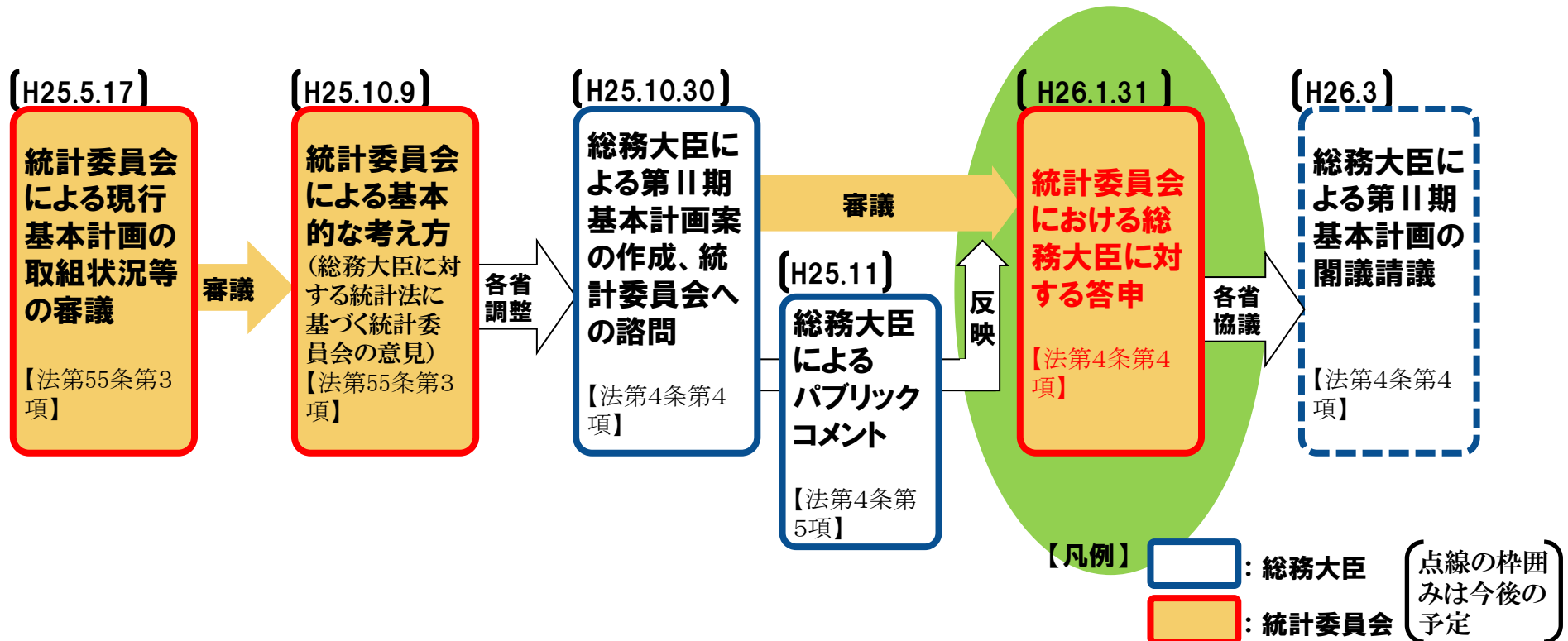


新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」の策定スケジュール等

- 基本計画は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、平成21年3月に初めて閣議決定。取組の評価や社会経済情勢の変化を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し
- 内閣府統計委員会は、法第55条第3項の規定に基づき約5か月にわたって、延べ28回の審議を行い、現行基本計画の取組状況や社会経済情勢の変化を勘案し、「平成26年度を始期とする新たな基本計画」（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）の策定に向けた「基本的な考え方」を取りまとめ
- 今般、総務大臣は、この基本的な考え方を踏まえ、法第4条に基づき、第Ⅱ期基本計画の案を作成し、統計委員会に諮問するとともに、パブリックコメントを実施
- 統計委員会はパブリックコメントの意見も反映しつつ、延べ12回の審議を行い、審議結果を答申
- 答申を最大限尊重した第Ⅱ期基本計画が閣議決定されることを期待（平成25年度末までに閣議決定される予定）



公的統計の整備に関する基本的な計画(案)の全体像

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

**統計の体系的整備・
有用性の確保・向上**

重点化
明確化

- ①統計相互の整合性の確保・向上
- ②国際比較可能性の確保・向上
- ③経済・社会の環境変化への的確な対応
- ④正確かつ効率的な統計作成の推進
- ⑤統計データのオープン化と作成過程の透明化の推進

第2 公的統計の整備に関する事項

- 国民経済計算の推計精度の向上、国際基準(2008SNA※1)への対応【H26から順次検討・実施】
- 経済構造統計(経済センサス)を軸とした新たな枠組みの構築【H27からH30までに順次結論】
- 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備(男女別、年齢別、地域別表章の充実等)【H26から順次実施】
- ILOにおける失業者等の概念・定義の見直しへの対応【H28までに結論】

※1 2008年から2009年にかけて国連統計委員会で採択された国民経済計算体系の基準

第3 公的統計の整備に必要な事項

- 事業所母集団データベースの充実、新たな統計作成への活用【H26から順次検討・実施】
- オンラインを利用した調査の推進【H26から順次実施】
- 政府統計共同利用システムの機能充実等(API機能※2、統計GIS等)【H27までに結論】
- 統計の品質評価の取組促進【H26から実施】
- 統計職員への研修や統計に関する研究の充実【H26から段階的に実施】

※2 統計データをプログラムが自動で取得できるようにするために、機械が判読可能な形式で提供する機能

第4 基本計画の推進

- 基本計画の実効性を確保するため、府省間の連携を一層推進し、統計委員会における取組を重点化
- 各種法定計画等との整合性の確保、国民に対する的確な情報提供の推進

公的統計の整備に関する基本的な計画(案) 答申で示した諮問に対する修正等の概要

第1 施策展開に当たっての基本的な視点・方針

○経済・社会の環境変化への的確な対応

- 実効性あるPDCAの実行に必要な統計整備の推進、消費税率の引上げ等への適切な対応に関する記述を追加

第2 公的統計の整備に関する事項

【1 経済統計の整備】

○国民経済計算の整備

- 消費税率引上げ等の経済環境の変化への適切な対応に関する記述を追加
- ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による配分について、基礎統計の整備状況を踏まえた推計手法の検討に関する記述を追加
- 一次統計との連携強化について、優先順位を付けながら効果的かつ効率的に実施するための修正

○経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備

- 経済構造統計の意義や目的をより明確にするための記述を追加
- 平成28年経済センサス一活動調査の円滑な実施のための調査実施時期に関する記述を追加

【2 分野別経済統計の整備】

○環境に関する統計の整備

- 加工統計間の連携については、個別課題への対応に当たって、関係府省が連携して実施することにより整合性が確保されることから、その旨を明確化

【3 人口・社会、労働関係統計の整備】

○人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備

- ワーク・ライフ・バランスに関する記述を追加
- 国勢調査について、オンライン調査の全国拡大、報告者の特性に配慮した記入支援等の調査方法の明確化
- 現在推計人口の基幹統計化について、地方公共団体との関係や外国人の取扱いに関する推計方法を明確化

○企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

- ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえた対応について、今後の実務マニュアルの検討状況や時系列比較の観点にも留意するよう記述を修正

第3 公的統計の整備に必要な事項

○統計リソースの確保のための取組

- 各府省に共通する取組を一元的、効率的に推進するため、独立行政法人統計センターの機能の最大限の活用を追加

○調査票情報等の提供及び活用

- オーダーメイド集計、オンサイト利用、匿名データ等の取組について、優先度や将来のあるべき姿を踏まえた修正